

関係各位

ロシア連邦を原産地とする貴金属の輸入の禁止措置について

ウクライナをめぐる現下の国際情勢に鑑み、国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するため、ロシア連邦からの一部物品の輸入の禁止措置を実施することが決定されました。これを実施するため、外国為替及び外国貿易法第 19 条第 2 項の規定に基づく財務大臣の許可を受けなければならない貴金属の輸出又は輸入を指定する件（平成 18 年財務省告示第 443 号）の一部を改正する財務省告示等が 7 月 25 日に公布され、8 月 1 日より施行されます。

これにより下記貨物を輸入しようとする者は外国為替及び外国貿易法第 19 条第 2 項の規定に基づく財務大臣の許可を受けなければなりませんのでお知らせ致します。

記

1. 対象貨物

ロシア連邦を原産地とする貴金属

- ・「貴金属」とは、外国為替及び外国貿易法第 6 条第 1 項第 10 号に規定する貴金属を言う。
- ・令和 4 年 8 月 1 日以降にロシア連邦から積み出されたものに限る。

2. 施行日

令和 4 年 8 月 1 日

注) 輸入申告には、蔵入承認申請、移入承認申請、展示等申告及び総保入承認申請を含みます。

【問合せ先】

東京税関業務部

- ・通関総括第 1 部門、航空総括部門【手続関係】

電話：03-3599-6337（通総 1）

03-3599-6524（航空総括）

- ・通関総括第 2 部門【外国為替及び外国貿易法関係】

電話：03-3599-6338

○財務省告示第二百一号

外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）第八条第一項の規定に基づき、外国為替及び外国貿易法第十九条第二項の規定に基づく財務大臣の許可を受けなければならない貴金属の輸出又は輸入を指定する件（平成十八年十一月財務省告示第四百四十三号）の一部を次のように改正し、令和四年八月一日から適用する。

令和四年七月二十五日

財務大臣 鈴木 俊一

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

〔一〇三 略〕

四 居住者又は非居住者によるロシア連邦を原産地とする貴金属（令和四年八月一日以後にロシア連邦から積み出されたものに限る。）の輸入。ただし、別表第三上欄に掲げる者が本邦へ入国する際、同表下欄に掲げるものとして貴金属（令和四年八月一日以後にロシア連邦から積み出された金の地金、金の合金の地金又は流通していない金貨を除く。）を本人が携帯し、又は税関に申告の上別送して、輸入しようとする場合を除く。

〔別表第一・別表第二 略〕

別表第三

一時的に入国する者又は一時的に出国して入国する者	携帯品又は職業用具
永住の目的をもって入国する者（一時的に出国して入国する者を除く。）	携帯品、職業用具又は引越荷物

〔備考 略〕

備考 表中の「」の記載は注記である。

改正前

〔一〇三 同上〕

〔新設〕

〔別表第一・別表第二 同上〕

〔新設〕

〔備考 同上〕